

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示案 新旧対照表

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 令第六条の五第一項第二号トの規定による<u>廃石綿等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</u></p> <p>イ 令第七条第十一号の二に掲げる溶融施設（法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化処理の用に供する施設を除く。）において石綿が検出されないよう溶融する方法</p> <p>ロ 法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> | <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 令第六条の五第一項第二号トの規定による<u>廃石綿等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、<u>廃石綿等を溶融設備を用いて溶融する方法とする。</u></u></p> |